

岩手県議会意見書

令和5年12月12日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(規制改革)

様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議長 工藤大輔

安全・安心を無視した無秩序なライドシェアの導入に反対し地域公共交通を守る施策の推進を求める意見書

安全・安心で便利な交通機関としてバス・タクシー事業者が役割を担っている地域公共交通を守るための施策を推進するよう強く要望する。

理由

バス、タクシー事業は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる収入の減少や燃料高騰等により経営状況が悪化する中で、コロナ禍後の需要の回復への対応が困難となっており、運転者不足を要因とした路線バスの便数削減やタクシー稼働台数の減少に伴い、地域住民の生活に欠かせない移動手段の確保が課題となっている。こうした現状を改善し、安全・安心に暮らせる地域社会を構築するため、国は地域公共交通の維持、再生に必要な新たな財政支援制度を創設すべきである。

国は現在、大都市圏や一部観光地におけるタクシーの供給不足を理由に、ライドシェアの導入に向けた検討を進めているが、ライドシェアは、運行管理や車両整備の責任を負う主体を置かないまま、自家用車の運転者のみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保や利用者の保護などの観点からさまざまな課題があると指摘されている。

利便性だけを考慮してライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用者の安全・安心が担保されない事態が常態化することが考えられる。

また、ライドシェアは、タクシーだけではなく、バスや鉄道の利用者も奪うこととなり、地域公共交通を維持するために努力してきた地方公共団体のこれまでの取組に大きな影響を及ぼす恐れがある。

よって、国においては、安全・安心で便利な交通機関としてバス・タクシー事業者が役割を担っている地域公共交通を守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 安全・安心を無視した無秩序なライドシェアの導入を行わないこと。
- 2 地域公共交通を守るための施策を推進すること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

福岡県議会意見書

ライドシェアの導入について慎重な検討を求める意見書

訪日観光客の急回復や、深刻な運転手不足によるタクシー供給不足の解決策として、一般ドライバーが自家用車を使い有償で利用者を運ぶ「ライドシェア」導入を目指す議論が高まっている。

しかし、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに自家用車の一般ドライバーのみが運行責任を負う形態を前提としたライドシェアは、安全性の確保、利用者の保護等の課題が指摘されている。加えて、利用者の少ない過疎地域では、需要過少のため機能しないおそれもある。

さらに導入している各国の状況を見ると、暴行事件や交通事故の増加のほか、認可された運送サービス事業者の経営圧迫や運転手の低所得化など様々な問題が生じ、ライドシェアを禁止又は規制強化する動きも多数ある。

これまで政府は、タクシー運転手不足を解消するため待遇改善等の取組を実施しており、運転手の採用に回復の兆しがみられるところである。また、令和5年10月に改正施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等において、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築に関する仕組みが規定され、各地域で取り組みはじめたところである。

よって、国におかれては、ライドシェアの導入について利用者の安全・安心に極めて大きな懸念があることに鑑み、次の事項を踏まえて慎重に検討し、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する諸施策を講じるよう強く要望する。

- 1 安全性の確保、利用者保護等に万全を期すこと
- 2 地域公共交通の担い手である運送サービス事業者の経営を圧迫することなく、需要に対応できるよう一層の各種支援、規制緩和等に取り組むこと
- 3 一般ドライバーによる過剰供給が運転手の低所得化を生じさせないように、働き方の多様化の推進と地域の運行需給バランスの双方に配慮すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年12月20日

福岡県議会議長 香原勝司

| | |
|-----------------------|--------|
| 衆議院議長 | 額賀福志郎殿 |
| 参議院議長 | 尾辻秀久殿 |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄殿 |
| 総務大臣 | 松本剛明殿 |
| 国土交通大臣 | 斎藤鉄夫殿 |
| 内閣府特命担当大臣 (規制改革担当) | 河野太郎殿 |

広島県議会意見書

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
総務大臣殿
財務大臣殿
国土交通大臣殿
内閣府特命担当大臣殿
(規制改革)

ライドシェアの全面解禁について慎重な検討を求める意見書

急増するインバウンドや、深刻な運転手不足によるタクシー供給不足の解決策として、一般ドライバーが自家用車を活用して有償で利用者を運ぶライドシェアが、本年4月から、タクシー事業者の運行管理の下で、タクシーが不足する地域や時期、時間帯に限って一部導入されることとなった。今後、タクシー事業者以外の者のライドシェア事業への参入や、運営可能な地域・時間帯の制限の撤廃など、ライドシェアの全面解禁に向けた議論を進めることとされている。

しかし、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに自家用車の一般ドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としたライドシェアは、安全性の確保、利用者の保護等の課題が指摘されている。

これまで我が国では、道路運送法等による利用者の安全性を最優先に考え、危険な白タク行為を禁止することにより、世界で唯一、誰でも安全・安心にタクシーを利用できる状況にあるが、利便性だけを考慮してライドシェアを無秩序に展開すれば、結果的に利用者の安全・安心が担保されない事態が常態化することが考えられる。

さらに、需給が逼迫する首都圏等以外にも一律にライドシェアを導入すれば、タクシーのみならずバスや鉄道の利用者も奪うこととなり、地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国におかれては、ライドシェアについて利用者の安全・安心及び地域公共交通の維持に極めて大きな懸念があることに鑑み、次の事項を講じられるよう強く要望する。

- 1 ライドシェアの一部導入においては、安全性の確保、利用者保護等に万全の対策を講じること。
- 2 需給が逼迫していない地域へのライドシェアの導入については、当面見送るなど、慎重に検討すること。
- 3 現行の運送サービス事業者の経営を圧迫することなく需要に対応できるよう一層の各種支援等に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月12日

広島県議会

宮城県議会意見書

ライドシェアの導入に対する慎重な検討及び地域公共交通を守る施策の推進を求める意見書

国は、現在、大都市圏や一部観光地におけるタクシーの供給不足を理由にライドシェアの導入に向けた検討を進めているが、ライドシェアは、タクシーだけではなくバスや鉄道の利用者も奪うこととなり、地域公共交通を維持するために努力してきた地方公共団体のこれまでの取組に大きな影響を及ぼすおそれがある。

バス・タクシー事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる収入の減少や燃料高騰等により経営状況が悪化する中で、コロナ禍後の需要の回復への対応が困難となっており、運転者不足を要因とした路線バスの便数削減やタクシーの稼働台数の減少に伴い、地域住民の生活に欠かせないモビリティの確保が課題となっている。こうした現状を改善し、安全・安心に暮らせる地域社会を構築するためには、国による地域公共交通の維持・再生のための新たな財政支援制度が必要である。

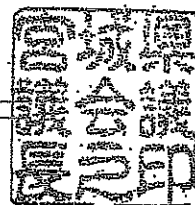
よって、国においては、ライドシェアの導入について利用者の安全・安心が極めて重要であることに鑑み、次の事項を踏まえて慎重に検討し、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する諸施策を講ずるよう強く要望する。

- 1 運行管理や車両整備の責任主体の配置等、利用者の安全・安心に配慮した制度とすること。
- 2 対象とする地域、時期及び時間帯並びに車両数については、地域公共交通の担い手であるバス・タクシー事業者の経営を圧迫することのないよう、慎重に検討すること。
- 3 地域公共交通を守るための施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月13日

宮城県議会議長 高橋 伸



衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

総務大臣 松本 剛明 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

デジタル大臣 河野 太郎 殿

内閣官房長官 林 芳正 殿

内閣府特命担当大臣(規制改革) 河野 太郎 殿